第２２回大阪府食の安全安心推進協議会

日時：平成３１年３月１４日（木）午後２時から

場所：ホテルプリムローズ大阪　２階　鳳凰の間

◯事務局

　ただいまから、第２２回大阪府食の安全安心推進協議会を開催させていただきます。

　本日は皆様、何かとご多用のところご出席賜りましてまことにありがとうございます。

　私は、本日の司会進行を務めさせていただきます大阪府健康医療部食の安全推進課西岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　早速ではございますが、協議会の開催に当たりまして、大阪府健康医療部長の藤井よりご挨拶申し上げます。

◯藤井健康医療部長

　失礼いたします。大阪府健康医療部長の藤井でございます。本日は、大変お忙しい中、本協議会にご参集いただきましてありがとうございます。

　また、日ごろより大阪府行政の推進に格段のご理解ご協力をいただきまして、この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

　本日は、今年度、各部会で取り組んでいただきました内容をご報告いただくというのがまず１点と、昨年３月に策定いたしました第３期の食の安全安心推進計画の推進状況につきましてご報告をさせていただいて、ご議論いただきたいと考えております。

　さて、本年の６月２８日、２９日にＧ２０サミットが大阪咲洲インテックスで開催されます。私が、今つけておりますバッジがこのＧ２０のバッジでございます。２０といいましても、招待国、招待機関を含めますと３７の主要国、国際機関の首脳が大阪に集まられるということで、これは大阪のみならず日本が開催する国際会議としては初めての大変大きな国際会議になります。会議に伴いまして、３万人以上が大阪を訪れられるという会議になります。

　この間、期間中を含めまして、関空、伊丹、海上を含めまして大規模な交通規制を予定しております。大変事業者の皆様を初め、皆様に多大なるご迷惑ご協力をいただくことになりますが、どうぞご理解のほどお願い申し上げます。

　また、このＧ２０サミットは大阪の食を含めまして、大阪の都市の魅力を世界に発信する一つの大きなチャンスということになります。食の安全安心という意味では、大阪市とプロジェクトチームを組みまして、会場周辺はもちろん宿泊施設、あるいは大規模の弁当調理施設を含めまして食の安心安全を確保するという点から、大阪サミット食品監視指導計画を策定いたしまして、連携をとりまして重点的な監視指導を行っているところでございます。

　この機会を、食の安心安全という面からも大阪の都市格といいますか、力をぜひ世界の皆さんにも知っていただけるようにしたいと考えておりますので、ぜひ事業者の皆さん、消費者の皆さん、府民の皆さん、もちろん行政も力を合わせまして取り組んでまいりたいと考えておりますのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

　本日の議題に沿いまして忌憚なくご意見をいただきまして、本日の時間をぜひとも有意義な時間となりますようにお願い申し上げまして私からのご挨拶とさせていただきます。

◯事務局

　ありがとうございました。藤井部長は次の公務がございまして、失礼ではございますがこちらで退席させていただきます。

　以降の進行につきましては座って進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

　（出欠報告、資料確認）

　次に、本日の定足数について報告いたします。

　本協議会は、大阪府食の安全安心推進協議会規則第５条第２項により、委員を過半数が出席しなければ会議を開催することができないこととなっております。

　本日、ご出席いただきました委員の皆様は１３名で、委員総数１９名の過半数に達しております。定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

　それでは、以降の進行は大阪府食の安全安心推進協議会の音田会長にお願い申し上げます。

　音田会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

◯音田会長

　それでは、議事の進行に先立ちまして一言ご挨拶いたします。

　皆様、年度末のお忙しい中を出席いただきまして、本当にありがとうございました。

　きょうのこの場では、１年間の協議会の各部会での取り組みの報告とそれから昨年、みんなで苦労してつくりました第３期の大阪府食の安全安心推進計画のこの１年間の進捗状況、それから変更点等について報告いただく予定です。

　ただ改めてこの１年を振り返ってみますと、相変わらずといいますか、異物混入であるとか表示漏れといったことで食品回収とか食中毒といったことは多々ございましたけれども、大きな問題といいますか、食の安全安心を大きく揺るがすような事件等は幸いにも、この１年は余りなかったかなというふうに感じております。

　これもひとえに皆さん、食品関連事業者の皆様、生産に携わる皆様方の本当にご努力の賜物だと思いますし、また行政のほうでしっかり監視なり取り締まりのほうをしていただいているせいかなと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いしたいと思います。

　ただ、食というのは、本当に日々新たに技術も進行していますし、たまたまきのう、きょうの参議院の国会中継を見ていましたら、赤ちゃん用の液体ミルクが取り上げられておりました。災害時の備蓄用に非常に便利だということで出てきたものなんですけれども、これは働くお母さんにとっても大変ありがたい便利なものだと、欧米から紹介されたんですが、この春から日本でも国産の商品が出回るようになったという話をしておりました。それに伴って国のほうでの赤ちゃんの授乳と離乳食に関する指針が１２年ぶりに見直されたということで、こういった日々の新たな問題にも私たちは目を向けていかなければいけないのかなということを改めて痛感した次第です。

　社会保障で揺りかごから墓場までという言葉をよく使いますけれども、赤ちゃんのときから本当に人生１００年時代のお年寄りまで、食というのは毎日私たちは食べ物を口にしているので、そういった意味での食の安心安全というのは最低限、それだけは守らなければいけないという意味で大変重要かなと思っておりますので、どうか引き続きよろしくお願いいたします。

　それでは、座って進行を始めさせていただきます。

　それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、用意をよろしくお願いいたします。

　まず、それに先立ちまして会議は全て公開ですので、事務局のほうで議事録を作成して、府のホームページ等で公表していただくようにお願いいたします。

　それでは、お手元の「次第」に沿って進めていきたいと思います。

　議事（１）は、「大阪府食の安全安心推進協議会部会の実施報告について」でございます。資料１のとおり、前回の協議会の開催以降、「大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会」が１回、「事業者あり方検討部会」が１回、「情報発信評価検証部会」が１回、それぞれ開催されております。

　ではまず、情報発信評価検証部会の報告を平川部会長からよろしくお願いいたします。

◯平川委員

　皆さん、こんにちは。情報発信評価検証部会の部会長の平川です。

　２月１２日に情報発信評価検証部会が開かれまして、その開催内容について簡単に報告させていただきます。

　お手元のほうの参考資料１がございますけれども、これが当日お持ちいただいた資料です。

　まず、最初に事務局からは、平成３０年に大阪府が行った情報の収集と提供について、報告がありました。

　まず、情報の収集については、府民からメールフォームあるいは保健所などを通じて、食の安全安心に関する情報収集を行っており件数は例年どおりであるという報告がありました。これは１ページ目にあるとおりです。上のほうがメールフォーム、下の２のほうが保健所等に寄せられた情報となっています。

　また、情報の発信に関しましては、今、見ていただいている、「大阪府の食に関する情報発信について」でございますけれども、こちらが平成３０年１月から１２月にかけてのものになっております。メールマガジンやホームページを活用した情報提供を行っておりまして、提供内容また頻度などは例年どおりであるという報告がありました。また、教育庁のホームページでも食育の内容を充実させたり、またリーフレット等による情報提供して、新たに追加された「ＴＡＳＴＥ　ＯＳＡＫＡ」について紹介いただきました。

　こちらは、たしか飲食店などでメニューの提供、特に今インバウンドで外国人がふえてる状況で例えばメニューをできれば英語、あるいはほかの国の言葉、韓国語や中国語に直すというときに簡単に利用可能な共通のウエブサイトでのサービスになっております。そうしたご紹介がございました。

　また、委員からはイベントなどだけではなくて、小中学校の教育現場において食育や食の安心安全に関する内容を取り組むなど、ほかのグループ、大阪府の他の部局とも連携して実施していただきたいという要望がありました。これはイベントなどの、ある意味、一過性のイベント、もちろんそれを継続することでいろんな広がりを持っていくわけですけれども、それ以外にもっと若年層、特に子供たちに広く知ってもらう、わかってもらうというところで継続的に小学校、中学校の教育現場にも入り込んでいったらどうかというご意見でした。

　次にもう一つ大きな話題としましては、カンピロバクター食中毒の予防啓発についてスライドを用いた報告がありました。これは参考資料の後半のほうにパワーポイントのスライドのコピーがあります。これについて説明がありました。

　事務局からの報告によると大阪府で発生する食中毒のうち、カンピロバクターによる食中毒が半数を占めている。これは実際に、この２枚目のスライドにありますけれども、半数以上がカンピロバクター食中毒という事実がありまして、これを減らすことが重要であるという認識のもとで新たな手法で取り組むようになったことについてご報告がありました。そのあたりの取り組みとしましては、例えば、カンピロバクターによる食中毒が多く発生しているのが若い人たちが集まる場が多いということで、例えば大学を通じて学生向けの啓発に取り組んだという報告がありました。また、さらに啓発媒体として、簡潔にキャッチーな文言のポスターの作成、こちらはスライドのほうにもございますけれども、「生で食べたらあカン！ピロバクター」というようなキャッチフレーズで、こんなポスターとか、さらにＳＮＳ、ソーシャルネットワークサービスとしてはＴｗｉｔｔｅｒによる情報発信などを活用されたという報告がありました。

　これが、ポスターになっております。さらに、これは生で食べてはいけないというメッセージだけでなくて、鳥が鳥を食べるんかいという笑いをとるというキャッチーな感じのポスターになっております。

　また、委員からはさらに学生の反応、Ｔｗｉｔｔｅｒの広がりなどについてどのような状況だったのかということについて質問があったほか、とにかく広めれるように例えば同じＳＮＳを使う場合でも、Ｔｗｉｔｔｅｒ以外のフェイスブックであるとかＬＩＮＥだとか、ほかの手段でも広く活用してみてはどうかというご意見もありました。また、キャッチーの部分で楽しむだけではなくて、消費者に実際に伝わらなければいけないメッセージ、これがちゃんとしっかり伝わることが大事ですので、それをしっかり伝えるための手段についても検討していく、取り組んでいただくよう要望がありました。

　これは既にホームページなどでも詳しく説明されておるページやパンフレットがございますので、そことも連携といいますか、リンケージというのが重要になってくるということでした。

　また、鶏肉の生、加熱が不十分なメニューの提供ついては、これは実際に発生しているかなりの割合というのは、例えば、学生たちがバーベキューをやって、自分たちで生肉のまま食べてしまうとかいうことだけではなくて、実は、飲食店で提供されているものの件数が多いということ、実際、居酒屋などでも鳥刺しなど近年ふえておりますのでそういうものが実は感染源になってくることが多いらしいんですが、ただ、どうしてもお店で提供されて、このメニューはちゃんと安全が確かめられて管理されて提供されているであろうというのは、これは一つ黙認、信じてしまう、そこではちょっと油断してしまうということが消費者の側のほうとしてありますので、そういう意味では事業者への指導も引き続き大阪府のほうから実施していただきたいという意見もありました。

　また、部会としても府の情報発信についての取り組みが充実していくよう協力していきたいと思いますので、ぜひ府のほうでもまたもちろん協議会委員の皆様からも、ご意見、ご提案がありましたら、ぜひ参考にしていただいてよりよい情報発信に努めていってもらいたいと思います。

　以上、報告でした。

◯音田会長

　ありがとうございました。それでは、情報発信評価検証部会の報告につきまして、皆様からご質問またご意見がございましたら。

◯小崎委員

　よろしいですか。食品衛生法が変わって、飲食店にHACCPに基づく衛生管理が求められるような状態で、結局、バックヤード、鶏肉の使い方というかそういうものが原因になると思うんですね。ただ、いかんせん鶏肉というか、鶏の生食に関しては法令上何も規制がない。若い人というのは鳥刺しとか、鶏レバーとかいうのは外食したら食べてるんですけれども、やはり１件数当たりの患者数が少なく、さほど広がらないということがあるので、法律上の規制の部分との兼ね合いで議論があったのかなというのは、ちょっとお聞きしたい。

◯平川委員

　情報発信評価検証部会でもそのあたりのことが実際に話題になりまして、確かに今委員がおっしゃったように患者数はそれほど多くないというのと、あと以前、食品衛生法改正になって禁止になった牛の場合のときには死者も出たという重篤のケースがあったんですけど、このカンピロバクター食中毒ってそれほど重篤なケースがないということでなかなか国のほうとしては規制になっていないというような事務局から説明がありました。もしも補足で何かございましたら。

◯小崎委員

　要するにギラン・バレー症候群、それがいわゆる専門的に言うと菌のもつ糖脂質に対する抗体が、神経細胞と橋渡しになっていて後々にギラン・バレー症候群になるという割合が多いということ。ただ、その辺の関連性が今のところ日本ではさほど報告はないのですけども、海外の論文には、そういう部分があるということで、ただ単に下痢とか、そういう話ではなくて慢性疾患に将来なる可能性がありますねということも含めて、だから怖いということ。それからやっぱり件数も多いと。

◯事務局

　ありがとうございました。事務局のほうからも少し補足させていただきます。

　もちろん正しい情報を伝えるということでホームページのほうには、しっかりと病気の危険性でありますとか、そういう部分については情報発信できるような内容のものを充実させるということ、ただ、そこにたどり着く若者へのきっかけづくりというところで、どのような動きが持っていけるか、行動に移させることができるかというところで情報発信評価検証部会のお力をいただいたところでございます。

　今後とも病気の正しい知識とそれを伝える手段につきましては、皆様のご意見をいただきながら進めていきたいと思います。ご意見、どうもありがとうございます。

◯平川委員

　今、委員がおっしゃったように情報発信の周知ということだけではなくて、場合によっては規制という面で国のほうとか情報交換とか、もしも大阪府のほうでされていることがあれば、ぜひ、それは対応を進めていただければと思います。

◯音田会長

　ありがとうございました。

　慢性疾患として出てくるとなるとなかなかわかりにくいし、難しいので、それはどこまで情報発信していくかというところも大切だと思います。ありがとうございました。

　ほかに何かご意見なり質問はございませんか。

　それでは、次の部会の報告について移らせていただいてもいいでしょうか。

　それでは続きまして、大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会及び事業者あり方検討部会の報告を、本来は小田部会長からお願いするところですが、本日は部会長がご欠席されていますので、事務局のほうからお願いします。

◯事務局

　それでは、事務局長谷川より小田部会長にかわり報告させていただきます。

　まず、大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会の報告をさせていただきます。

　本日、お配りしました資料の中に認証制度のリーフレットがございます。その裏面に認証機関の一覧がございますので、そちらをごらんいただきながら報告させていただけたらと思います。

　先ほど出ました資料１のほうに書いてありますとおり、平成３０年４月１８日に大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会を開催いたしました。昨年、認証機関の指定を求める申請が２件ございまして、その審査を行うための部会の開催でございました。一覧の下から２番目、株式会社阪急クオリティーサポート、それから株式会社日本食品エコロジー研究所、この２機関から申請がございまして審査を行いました。２機関とも適正という評価をいただきまして、その後、５月２９日認証機関指定書を交付いたしました。この２機関が新しく加わりまして認証機関は１０機関となりました。新しく２機関が加わったことに関しましては、大阪府の食の安全安心メールマガジンやブログなどでも広く周知させていただきました。

　引き続きこの一覧をごらんいただきながら、あわせて監査の報告もさせていただきたいと思います。

　昨年１１月から１２月に従前より認証機関に指定されております、上から８機関に対しまして実施要項第３０条第３項に基づく認証機関の監査を実施いたしました。その中で幾つか指摘事項があった機関がございましたが、主な指摘の内容としましては、審査員の身分証発行の状況のわかる管理簿を作成することであったり、認証の申請手続、説明の際には書面を交付することなど、そういった軽微な指摘でございまして、認証の可否にかかわるような重大な指摘事項はございませんでした。

　監査結果は、当部会に監査報告を行い承認をいただいております。

　先にご説明しました新しい２機関につきましては、今年度の監査対象となる前年度の実績というものがございませんでしたので今回については来年度行う監査についての詳しい説明をさせていただいております。

　それから今年、公益社団法人大阪食品衛生協会と一般社団法人大阪外食産業協会の２機関が認証機関指定の有効期限満了に伴いまして指定更新の申請がございました。審査の結果、引き続き認証機関として指定を行っております。

　大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会からの報告は以上でございます。

　続きまして、事業者あり方検討部会の報告をさせていただきます。

　資料１にありますとおり、平成３１年１月１６日に開催されました。

　お配りしました資料２をごらんください。

　事業者あり方検討部会では、大阪府食の安全安心顕彰制度における顕彰候補者の審査と大阪版食の安全安心認証制度の進捗状況の報告を行っております。

　まず、顕彰制度の顕彰候補者報告ですけれども、資料２にございますとおり受賞者の候補者３組が挙げられておりました。この制度は食の安全安心推進条例第１８条に基づき、府それから事業者及び府民の相互理解と協力のもと、食の安全安心の確保に関し特にすぐれた取り組みをした者を広く顕彰することにより、食の安全安心の取り組みを活性化するために設けられた制度です。事業者だけでなく消費者も顕彰の対象としていることが特徴でございますが、一覧にございますように今回は事業者部門からの推薦のみということになっておりました。

　この３事業者といいますのは、上高向地区農業活性化協議会様、川﨑農園様、株式会社松商様の３組ですけれども、審査及び選考の結果、この３組は要件を満たすということで表彰することになりました。表彰式はことしの５月１５日、インテックス大阪で開催される［関西］外食ビジネスウィークというイベントの中で表彰式を行う予定となっております。

　今後も食の安全安心の確保に関してすぐれた取り組みをされている事業者や消費者の方を広く顕彰してまいります。

　委員の皆様におかれましては、次回、また推薦のお願いをさせていただくと思います。すぐれた方をご推薦いただけますようにご協力よろしくお願いいたします。

　事業者あり方検討部会における顕彰審査の報告は以上になります。

　認証制度の進捗状況につきましては、後ほどの推進計画の報告の中でさせていただきます。

　以上になります。ありがとうございました。

◯音田会長

　ありがとうございました。

　報告がありました２つの部会の報告につきましては、何かご意見なりご質問はございませんか。

　大阪版食の安全安心認証制度のチラシ裏面の認証機関一覧で、一番下のところが神戸市の事業所があるようですけれど、それは大阪府内でないといけないというルールはないですか。

◯事務局

　大阪府内に限ることは規定にはなっておりませんので、認証機関も府外の機関も指定可能になっております。

◯音田会長

　顕彰の候補者が２業者しかなかったというのはちょっと寂しい気もするのですけれど、最初から推薦がなかったのか、それとも推薦はあったけれど要件を満たさなかったのでしょうか。

◯事務局

　推薦が挙がった時点で、もうこの事業者部門のみであったという状況でございました。

◯音田会長

　それではしようがないですね。また、ＰＲの仕方とか、委員のほうから推薦するところがあればというようなものが出たらいいんですけど、皆さんもぜひ積極的に推薦していただければどうかと思います。

　ほかには、何かご質問なりございませんか。

　それでは議事（２）のほうに進みたいと思います。

　第３期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況及び変更箇所（案）について、事務局のほうからご説明願います。

◯事務局

　食の安全推進課食品安全グループの山地と申します。失礼ながら座って説明させていただきます。

　それでは資料３を用いて、第３期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について説明します。参考資料としてお渡ししております、このカラフルな第３期大阪府食の安全安心推進計画冊子につきましては、取り組みが記載されておりますページ番号をお伝えしますので、適宜ご確認いただければと思います。

　食の安全安心推進計画は５カ年計画であり、今年度は第３期計画１年目の年になります。資料３の表は、第３期計画の中で数値目標を掲げている取り組みについて、左から、その取り組み内容、目標指標、今年度の目標と実績見込み、それを受けた次年度の目標、そして２０２２年度の最終目標を示したものです。

　まずは、「成果の測定」についてご説明します。

　府では府民のニーズや各施策や、事業の課題把握のため民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用したアンケートを毎年実施しております。その中で、「あなたは、現在流通している食品が安全・安心だと思いますか？」という質問を行い、「安全・安心だと思わない」と答えた方の割合を食の安全性に不安を感じる府民の割合とし、推進計画の成果の指標にしております。

　今年度の食の安全性に不安を感じる府民の割合は、昨年度の２２．９％から３．８％減少し、１９．１％になっております。食の安全安心推進計画の取り組みが少しずつではありますが実を結んできているのだと感じております。引き続き、最終目標である１５％以下を目指して、本計画に基づく取り組みを推進してまいります。

　続きまして施策の柱１「生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保」に関する取り組みの進捗状況についてご説明します。

　畜産物の安全対策については、計画冊子２４ページの取り組み②に記載されております。

　府では伝染性疾病のまん延防止のための衛生対策や飼料添加物等の適正使用等について、畜産農家に対して巡回指導を行っております。全施設の監視を目標に定めており、今年度はおおむね達成の見込みです。引き続き次年度も畜産農家に対する監視指導を行ってまいります。

　続きまして、養殖生産安全対策については、冊子２５ページの取り組み⑤に記載されております。

　府では養殖魚介類の感染性疾患のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚類防疫に関する講習や指導監視等を行っております。全２４施設の監視を目標に定めており、今年度はおおむね達成の見込みです。２０１８年の夏に養殖場２施設が廃業したため次年度の目標を２３施設に修正し、引き続き養殖場に対する監視指導を行ってまいります。

　続きまして、大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導については、冊子２６ページの取り組み⑥に記載されております。

　府では、食品衛生の確保を図り食の安全安心を推進するため、毎年、大阪府食品衛生監視指導計画を策定しており、この監視指導計画に基づき食品関係営業施設の監視指導を実施しております。監視指導計画で定めている監視施設の目標数の達成率１００％以上を第３期計画の目標に定めており、今年度はおおむね達成の見込みです。引き続き、次年度も監視指導計画に基づき営業施設の監視指導を行ってまいります。

　続きまして、大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査については、冊子３０ページの取り組み⑪に記載されております。

　府では、先ほどご説明しました監視指導計画に基づき、府内で製造された食品や流通する食品の検査を行い、違反食品や不良食品の排除に努めております。監視指導計画で定めている検査実施果予定数の達成率１００％以上を第３期計画の目標に定めており、今年度はおおむね達成の見込みです。引き続き次年度も、監視指導計画に基づき流通食品の試験検査を行ってまいります。

　続きまして、無承認無許可医薬品（いわゆる健康食品）に係る医薬品成分検査については、冊子３０ページの取り組み⑬に記載されております。

　府では、いわゆる健康食品に医薬品成分が含まれていないか調べるため、買上検査を行い健康被害の拡大防止に努めております。いわゆる健康食品の買上検査２０検体を目標に定めており、今年度はおおむね達成の見込みです。引き続き次年度も、無承認無許可医薬品の排除に向け、いわゆる健康食品の買上検査を実施してまいります。

　続きまして、食品表示の適正化の推進については、冊子３２ページの取り組み⑭に記載されております。

　府では、食品表示法に基づく表示の適正化の推進に向け、生鮮食品の原産地表示等がおおむね正しく表示されているか、食品表示指導員が店舗の巡回指導を行っております。おおむね正しく表示されている店舗の割合８８％を今年度の目標に定めておりますが、最終的に８６％となり、わずかながら目標未達成となる見込みです。その理由としましては、２０１８年に中核市の巡回点検店舗の見直しを行ったところ新たに巡回する店舗がふえ、これら店舗の指導が増加し、おおむね正しく表示されている店舗の割合が減少したためです。次年度は、おおむね正しく表示されている店舗の割合８８％を目標に定め、引き続き巡回指導に努めてまいります。

　続きまして、食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進については、冊子３３ページの取り組み⑰に記載されております。

　府では、食品表示ウォッチャー兼推進員制度を設け、日常生活の中で消費者の立場から食品販売店の食品の表示状況をモニタリングした結果を府に報告していただいております。府内市区町村の配置率８２％を今年度の目標に定めており、おおむね達成の見込みです。引き続き、食品表示ウォッチャーの各市区町村への配置を目指し周知に努めてまいります。

　続きまして、新たな食品表示制度の普及啓発については、冊子３３ページの取り組み⑱に記載されております。

　府では、事業者が食品表示法に基づく表示に円滑に移行できるように、食品関係団体が主催する食品表示学習会に講師を派遣するほか、事業者からの表示相談に対応するなど、事業者の適正表示に関する取り組みを支援しております。食品表示学習会の開催数２０回、その理解度９０％を今年度の目標に定めており、おおむね達成の見込みです。次年度は、食品表示学習会の開催数２４回、その理解度９５％を目標に定め、引き続き新たな食品表示制度の普及啓発に努めてまいります。

　引き続き、施策の柱３「情報の提供の充実」に関する取り組みの進捗状況について説明します。

　リスクコミュニケーションの実施については、冊子４３ページの取り組み㉛に記載されております。

　リスクコミュニケーションとは、行政や食品事業者、消費者などの関係者が食品のリスクについて情報共有し、お互いに意見交換を行うことで相互理解を深めることです。府では府民のさまざまな疑問や不安に答えられるよう、リスクコミュニケーションを実施しております。シンポジウム等のリスクコミュニケーションの実施回数１０回、その理解度９０％を今年度の目標に定めており、おおむね達成の見込みです。引き続き次年度も、テーマや対象者の選び方、開催方法等工夫し、効果的なリスクコミュニケーションの実施に努めてまいります。

　続きまして、ホームページやメールマガジン等による情報提供については、冊子４５ページの取り組み㉞に記載されております。

　府では、ホームページやメールマガジン等で、食の安全安心に関する情報等を府民に迅速に提供するとともに、必要に応じて報道機関に情報提供を行っております。食の安全安心メールマガジンでは、食に関する情報をわかりやすく配信しており、その登録者数８，５００名を今年度の目標にしておりましたが、最終的に８，２７０名となり目標未達成となる見込みです。その理由としましては、毎年、メルマガの周知を行っていたイベントの中止等で周知の機会が減少したためです。次年度は、登録者数８，８００名を目標に定め引き続きメールマガジンの登録者増に向けて努力するとともに、Ｔｗｉｔｔｅｒによる配信など新たな情報発信についても力を入れていきたいと思います。

　引き続き、ホームページやメールマガジン等による情報提供の中の紙媒体を活用した情報提供についてご説明します。

　府では、パソコンや携帯電話などのＩＴ機器を持たない方に広報誌などの紙媒体を活用した情報提供に努めております。広報誌や広告等への掲載回数５７回、その部数５２万部を今年度の目標に定めており、目標を大幅に上回る見込みです。その理由としましては、複数の市の広報誌において年４回にわたり食中毒予防等に関する記事を掲載していただけたためです。次年度は、掲載回数を６６回、その部数６０万部を目標に定め、引き続き紙媒体を活用した情報提供にも取り組んでまいります。

　続きまして、食品衛生講習会等の実施については、冊子４７ページの取り組み㊲に記載されております。

　府では、家庭における食中毒予防や食品表示等に関する正しい知識を普及するため、府民に対して講習会を実施しております。講習会の府民の参加者数３，７００名を今年度の目標に定めておりますが、最終的に２，８００名となり目標未達成となる見込みです。その理由としましては、今年度は異物混入事件等の消費者の不安・不信感を高める食品事故の発生が比較的少なく、講習会に参加する府民が減少したためと考えられます。次年度は、講習会への府民の参加者数３，７００名を目標に定め、年代に応じた効果的な講習会等を実施し、参加者数増を目指していきたいと思います。

　最後に、施策の柱４「事業者の自主的な取組の促進」の取り組みの進捗状況についてご説明します。

　大阪府農薬管理指導士の育成・研修の開催については、冊子４９ページの取り組み㊷に記載されております。

　府では、農薬使用の指導的立場にある大阪府農薬管理指導士の育成・研修を行っております。農薬管理指導士認定者数１，０００名を目標に定めており、今年度はおおむね達成の見込みです。引き続き、次年度も農薬管理指導士の育成、研修の開催に努めてまいります。

　続きまして、大阪エコ農産物認証制度の推進については、冊子４９ページの取り組み㊻に記載しております。今年度は、農薬と化学肥料の使用量が、府内の標準的な使用量の半分以下になるように府が設定した基準以下で栽培された農産物を、市町村・ＪＡ等と連携して府が認証するものです。大阪エコ農産物認証制度の認証面積５６３ｈａを今年度の目標に定めており、おおむね達成の見込みです。次年度は、認証面積５６９ｈａを目標に定めて、引き続き制度の普及に努めてまいります。

　続きましてＨＡＣＣＰの導入支援については、冊子５１ページの取り組み㊼に記載されております。

　本府では、ＨＡＣＣＰの普及を図るため、全ての食品等事業者で導入、運用できるよう助言や指導を行うとともに、民間とも連携しながらセミナーの開催やＨＡＣＣＰ導入済み施設の導入事例の紹介、ホームページやメールマガジン等での情報発信を行っております。ＨＡＣＣＰセミナーの参加者数１，５００名を今年度の目標に定めており、おおむね達成の見込みです。次年度は、参加者数２，０００名を目標に定め、開催回数をふやす等の工夫を行い、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の義務化に向け周知してまいります。

　最後になりますが、大阪版食の安全安心認証制度の推進については、冊子５１ページの取り組み㊾に記載されております。

　本制度は、食品関連事業者による自主的な衛生管理やコンプライアンス・危機管理の積極的な取り組みを府が指定した第三者機関が評価し、一定水準以上にあると認められる施設を認証するものです。認証施設数２４０施設を今年度の目標に定めており、おおむね達成の見込みです。次年度は、認証施設数２８０施設を目標に定め、引き続き食品関連事業者へのＨＡＣＣＰの導入支援と本制度の推進に努めてまいります。

　以上で、資料３「第３期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について」の説明を終わります。

　続きまして、資料４「第３期大阪府食の安全安心推進計画の変更箇所（案）について」をご説明します。

　「取組内容に係る修正」としまして４点ございます。

　まずは、計画冊子２８ページの取り組み⑨貝毒の監視にかかる修正についてご説明します。

　本文中に、「規定値を超えるプランクトンの発生を認めた場合には、アサリ等二枚貝の貝毒検査を実施します。」とありますが、この文章から、「アサリ等」という文言を削除しております。理由としましては、貝毒対策について検討を行い、監視の対象とする二枚貝の種類や貝毒の検査について考え方を整理し、新たな方針を取りまとめたためです。

　続きまして、冊子３９ページの２「自主回収報告制度」にかかる修正についてご説明します。

　本府では、大阪府食の安全安心推進条例に基づき、食品関連事業者から自主回収の着手と終了について報告を受け、その情報をホームページ等で公表しております。２０１８年に食品衛生法と食品表示法の一部が改正され、施行後、自主回収にかかる報告は法に基づく制度となるため、その説明を本文に追記しております。

　続きまして冊子５０ページの、「府関連施設（（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所）の取組ポイント」にかかる修正についてご説明します。

　２つ目の取り組み「農林水産業、畜産業、農産加工等に係る技術相談等の対応」の表題にあります、「農産加工」という文言を「食品産業」に、本文中の「共同研究」という文言を「共同・受託研究」に、また３つ目の取り組み「食品関連実験室の活用」の本文中の「実験室」という文言を「施設、機器」に変更しております。理由としましては、従前から環境農林水産総合研究所は、農畜水産業の事業者を主に支援しておりましたが、食品分野の事業者にも研究所を活用していただくよう広く取り組みを始めたため、このように修正をしております。

　４点目は冊子５１ページの取り組み㊼「ＨＡＣＣＰの導入支援」にかかる修正についてご説明します。

　２０１８年に食品衛生法の一部が改正され、施行後、全ての食品等事業者にＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が義務づけられるため、取り組みの文頭にその説明を入れております。

　続きまして、「組織の変更に係る修正」についてご説明します。

　来年度、寝屋川市が中核市へ移行するため、４月１日時点で確定している事項につきましては「寝屋川市」という文言を追記しております。修正箇所につきましては資料にあるとおりです。

　長くなりましたが、私からの説明は以上で終わります。

◯音田会長

　ありがとうございました。

　ただいまの推進計画の進捗状況及び変更点について何かご質問等ございませんか。

◯小崎委員

　１つだけ質問させてください。

◯音田会長

　はい。

◯小崎委員

　５１ページのＨＡＣＣＰの導入の部分で、アンダーラインの引いてある部分の２行目の「ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が義務付けられます。」ということなんですけども、それだとＡ基準というふうにとられないかと思って。

◯事務局

　実は、こちらの「ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理」というのが国が示している書き方でして、以前のＡ基準、Ｂ基準と言われたものは、Ａ基準は「ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理」で、Ｂ基準が「ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理」と表現します。まとめて「ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理」ということになりましたので、この表現をさせていただいております。

◯小崎委員

　だから、先ほど言われたＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理というと、「沿った」という言葉がどういうふうにとられるのかなというのがちょっと気になったんですよ。説明されたことはわかるんですけど、ちょっと私の印象としては「沿った」という書き方をすると「考え方を取り入れた」とが同じように受け取られるのではないかと。ですからちょっと一考していただけないかというのが私からの意見です。

◯事務局

　私が先ほど説明したとおり、「ＨＡＣＣＰに基づく基準」と「考え方を取り入れた基準」があってというような説明が入れば、そういうふうな印象は薄れるということでよろしいでしょうか。

◯小崎委員

　それで結構ですけど、余りごちゃごちゃ書きたくない。

◯事務局

　確かにそうですね。長くなると計画も読みにくくなるかなと。

◯小崎委員

　「沿った」というふうな１語で、今おっしゃった言葉が、要するに受けいれられるかどうかというのが私自身気になっているので、ちょっとどうなのかなという。

◯事務局

　ご意見として頂戴しまして、ほかに適正な表現等がないか一度検討させていただきたいと思います。

◯音田会長

　今、関連したご質問で

◯木田委員

　そこのくだりなんですけれども、今現在、政省令を国のほうで議論がされているということで、検討案の中では全ての事業者でなく、一部除外される事業者が出てくるということになっていたと思うんですよ。まだ、確実に政省令が出ていない中で、今の時期に変える必要があるのかと、来年度でもいいのじゃないかなというふうに意見として思います。

◯事務局

　ご意見ありがとうございます。先ほどの意見等踏まえながら、おっしゃるとおり、もうちょっと中身を確定してから修正を反映したほうがいいのかも含め検討させていただきたいと思います。

◯音田会長

　今のご質問が出た２点について、もう一度、事務局のほうで、かなり検討していただいたと思うんですけれど、再度、検討いただくということでよろしいでしょうか。

　そのほか。

◯上野委員

　文言ではなくて全体の質問なんですけれども、⑬の「いわゆる健康食品」というのを２０検体買っていますというところです。３０ページなんですけど、これは、いわゆる健康食品を２０検体の抽出ってどう選んでるのですかという質問と、これと同じようなことってほかの県とか国とかみんなされているかもしれなかったら重複するかもしれないので、重複しないようにどう選んでいくんですかという質問です。

◯事務局

　健康医療部薬務課の後藤と申します。

　健康食品の買い上げ検査について、薬務課が実施させていただいております。２０検体につきましては、過去の大阪府で検査した健康食品等を鑑みながら、インターネット、通販で購入させていただいたり、あとはドラッグストアやそういうものが売っているところに、直接、買いに行って買い上げをさせていただいております。

　あと全国なんですけども、全国の自治体でも同じように買い上げの検査を実施しておりまして、国のほうから各都道府県にリストは送られてきますので、なるべく重複しないような形で買い上げをして検査をしています。

◯上野委員

　国からの分担というか、またそれを集約して厚労省ということが、求められるということがあるということなんですか。

◯事務局

　そうですね。大阪府は独自で実施しております。国からリストは挙がってきておりまして、重複しないようにやっておりまして、あとは国のほうで、健康食品にどういった検査をしてるというのを集約はしているということは聞いてはいますが、それは、どこで公開しているかまでは、把握できておりません。

◯上野委員

　重複してたら費用が無駄だし、お互いにもったいなって思ったんで、またその辺は重複しないように、うまいこと考えていただいたらなと思います。

◯事務局

　わかりました。ありがとうございます。

◯音田会長

　ほかに、ないでしょうか。

　はい、どうぞ。

◯木田委員

　計画の変更箇所（案）についての１番ですけれども、２８ページの「アサリ等」が削除されるということ、現在、方針が見直されたという部分ですけども、その中身について具体的に教えていただけませんでしょうか。

◯事務局

　健康医療部食の安全推進課の伊藤と申します。座って説明させていただきます。

　事務局からの説明で貝毒対策について検討して、方針を新たなものを取りまとめたと説明させていただきました。内容としましては、監視の対象とする二枚貝について整理を行い、監視の対象とする二枚貝は主な漁業対象種であると。具体的には大阪府海域、つまり大阪湾については赤貝とトリ貝、そして淀川下流についてはシジミということになります。そして監視の方法等について、検査の方法も含めてですけれども、１年を通じて実施しております貝毒の原因となるプランクトンの調査において、当該プランクトンが本府で定めている警戒すべき密度に達したときには、監視の対象とする二枚貝、先に述べた大阪湾であれば赤貝、そしてトリ貝、淀川下流部においてはシジミということになりますが、これらの貝の貝毒検査を開始いたします。

　検査の結果、国が定める規制値を超えたときには、漁業の対象となっている貝については、漁業関係者に対して出荷自主規制の要請を行います。あわせて潮干狩りなど一般の府民の方がレジャーとして楽しむ、そういう対象になっている貝については、府民の皆様に対して採取、喫食をしないよう注意喚起を行うこととしております。以上です。

◯木田委員

　そうすると、ここを削除されるのはいいと思うんですけども、監視指導計画に基づきという言葉を入れたほうがわかりやすくないですかね。対象を限定されたわけですね、計画の中で。ということではないんですか。

◯事務局

　監視指導計画に基づきというのは、従前からも同じですので、ここにこの安全安心計画において、そこを何か変更する、変更したいということは現在は考えてはいないです。

◯木田委員

　すいません、十分に理解してなくて。監視指導計画の中には具体に貝の種類とか入ってないの。

◯事務局

　はい。

◯音田会長

　ほかにはありませんか。

◯飯田委員

　海外からの観光客が全国的にも多く、この大阪にも本当にいろんな国から来られている。先日だったと思うんですが国民生活センターが、いわゆる消費者トラブルの受付窓口を五カ国語対応で設けたと言います。それの周知の部分も含めて、いわゆる食の安全部分にかかわって、トラブルなりが起こったときにどこに相談をしたらいいのかとなった場合に、いわゆる消費者被害だけでなくて食の安全のトラブルについても含んでいるということでは、１つの窓口になるのかなと思ってるんですけど、いわゆる海外から来られた方が何らかのトラブルに遭ったときに。

　想定されるのは、例えばホテルにいたときにぐあいが悪くなったとかがあり得るんですけど、必ずしも全ての言語に対応できるわけでなく、かつ最近では民泊といってホテル以外のところでも泊まられて観光される方も見えてるんですけど、そういう部分も含めて何らかのトラブルがあったときにどこに助けを求めたらいいのかという、そういう情報も含めての相談先のところが１つは国民生活センターの窓口があり得るんですが、もし、今後のことで可能であれば、例えば大阪府内のところでそういう窓口を設定するとか、検討課題に設定すべきではないかなと思っています。

◯音田会長

　府のほうはいかがなんですかね。消費生活センターとか。

◯事務局

　消費生活センターの足立と申します。

　私どものほうは、消費生活相談員という方が消費生活の相談を受けておるんですけれども、主に契約のことですとか、あるいは製品の安全といったようなことが中心なので、食の安全安心ということになりますと、専門知識を持っていないのが現状ですので、そういうご連絡があった場合には、こちらの食の安全推進課のほうに相談するという形でつなぐような形になるかとは思います。

◯音田会長

　外国語、言語的な対応はなかなか難しいですよね。

◯事務局

　外国語の対応ということは、今の段階で大阪府としてできているところというのは少ないと思うんですけれども、今回のＧ２０に向けてたくさんの外国人の方が訪日されるということで、医療機関の問題でありますとかも含めて、今、一生懸命計画を立てて進めております。また、この取組がベースになって万博へ向けて進んでいくことがあるのかなというふうには思っております。

◯音田会長

　情報発信評価検証部会、あります。

◯平川委員

　この間の部会ではなかったんですけども、今後、来年度の課題とか、またさらにはそれに向けて事務局のほうで情報収取、特にほかのほうでやられている実際の取り組み、あと医療機関では最近は例えばｉＰａｄとか、そういうタブレットを使ってそれを通訳、翻訳で外国人の人が来ても、利用者に対して使っています。コミュニケーションをとって相談を受けたり指導であったりしますので、何かそういうのも食品の分野でもしていきたいと思います。そういうような情報収集というか、事務局のほうにお願いできたらと思います。

◯音田会長

　またそれはよろしくお願いいたします。災害のときには、この対応という部分が問題となって進んできたように思いますけれども、食の安全という部分では、これからでしょうか。ありがとうございます。

◯上野委員

　私は、会社はグリコなんですけれども、食品会社の人が集まっている消費相談室の団体からの代表になるんですが、現時点であれば、なかなか英語、日本人が英語は得意じゃないということも含めてなんですけれども、外人の方が何か一生懸命電話で問い合わせしてこられるということは非常に少ない。旅行国であるから、旅行者の方は１週間ぐらいしかいらっしゃらない前提なのでほとんどいないという前提のときに、外国語専門の人を用意すべきかということがまず一つ。特に小さい企業さんとなると、それも手配すると費用もかかるとなって、しないわけじゃないんだけれども現実は非常にハードルが高い、たまたま英語がしゃべれる人が、その中にいる、できるというふうなとこがあるといいと思うんですけど、食の安心安全でいうと、やっぱり旅行者の方は、とりあえず体調不良になったり、何かあったんだったらお医者さんに行くほうが前提になると思うので、医療のほうから、いろんなことが対応できるようになる、そこから届けてもらって、初めて情報をもらうというのが、一番現実的なのかなとは思います。

　簡単な問い合わせであれば、恐らくメールで問い合わせれば、自分もちゃんと書けるし、答える側も答えられるんで本当に聞きたいことがあれば例えば、原料は何ですかとかメールで問い合わせてもらってるかなと思っていますね。

　そういう感じでは急ぎでないことのやりとりは、ほかの会社さんもできてるのかなというのは思います。

◯音田会長

　ありがとうございました。

　府のほうで、そういうメールの相談とかで外国人からとか外国語のというのはあるんですか。

◯事務局

　現在、余り経験がございません。ただ、先ほどの貝毒の問題とかでも、看板には、そういった多言語で貝をとらないでくださいということは書かせていただいて情報発信していただいております。

◯音田会長

　ありがとうございます。ほかには何か。

◯小崎委員

　１点いいですか。

◯音田会長

　はい。

◯小崎委員

今回の協議会の資料は今までと少し表現が違うんですけど、例えば施策の柱１、②畜産物の安全対策というところが書いてある。「伝染性疾病のまん延防止」というのは、今まで初めて聞くんですけど、だから例えば１４ページだと「鳥インフルエンザ」といって定義づけてある。それで、監視指導という話になると、２４ページの部分で動物愛護畜産課の②の「畜産農家において、伝染性疾病のまん延防止のための衛生対策」云々とこう書いてあります。この辺のところ、去年から豚コレラがはやってますけど、実際、本当に畜産農家のほうでこの伝染性疾病のまん延防止という具体的に何を対象にしているんですか。鳥インフルエンザ以外で何かあるんですか。

◯事務局

　動物愛護畜産課の勝井と申します。お願いいたします。

　伝染性疾病のまん延防止ということで、家畜保健衛生所のほうが農家さんのほうへ赴きまして、鳥インフルエンザはもちろんなんですけれども、それ以外にサルモネラの検査とか、特に動物由来の感染症に関するＯ１５７とかの検査ですね。あとは家畜保健衛生所のほうは業務になってしまうんですけれども、人のほうには直接かかわってはこない牛白血病とかそういったものに関して、一応、家畜保健衛生所のほうが検査等を行っているということでございます。

◯小崎委員

　いわゆる牧場というのは十三、四施設、もうちょっとあるかもしれないけれども、そういうふうになってくると、この進捗状況というときにひとまとめにするというより、推進計画の部分と合わせるほうがよい。鳥インフルの話はずっとしてきたのは覚えてるんですけど、それ以外の話というのは余り出てこなかったんですね。今おっしゃったように豚コレラにしても、牛白血病にしてももう問題ないと思うし、Ｏ１５７の監視とは、これは実は牛の話じゃなくて、食肉の、要するにと畜場の衛生管理の話になってくるんで、多分、動物愛護畜産課は余り関係ないような気もするんですね。きょうの資料３を見せていただいたときに、ちょっとこう従前とは違うなと思いました。

◯事務局

　そうですね。実は第２期計画ではおっしゃるとおり鳥インフルエンザのサーベイランスというものを特出しして、それを目標にやっていったんですけれども、推進協議会の中でも協議する中で、鳥インフルサーベイランスだったり、畜産物中の飼料添加物残留検査等を含めて広くこの畜産物の安全対策ということで取り組みを進めていきますということをご審議いただいて、現在、多分、昨年度までと見え方が違いますので、違和感を感じるのはご最もかなとは思うんですけれども、今年度は第３期計画は畜産物の安全対策という広いジャンルで取り組んでおりまして、６６施設ある全施設、動物愛護畜産課の方に回っていただいているというような形で今回の第３期計画から変えさせていただきましたので、そのあたりについてはご了承いただければなと思います。

◯小崎委員

　それはわかります。ただ、１４ページの部分で現施設１回以上という話なんでしょう。養鶏業者と牛、豚の業者と合わせて六十数カ所ぐらいと思いますけど、それを全部見てるということですかね、１回以上。

◯事務局

　はい、全部行ってます。

◯小崎委員

　わかりました。

◯音田会長

　よろしいですね。ありがとうございます。

　前段階の部会報告とかでご質問いただいても結構ですけど、言い忘れたこととかありましたら、この際、お願いします。

◯上野委員

食とは少し離れるのですが、先ほどの感染症に関連して、今、巷で話題になっているはしかや風疹などについては、報道でも患者以外の多くの人のも呼びかけて、広く調査されていますが、そこまでの調査をするのはどうしてでしょうか。インフルエンザと水ぼうそうの扱いとは何が違うのでしょうか。

◯事務局

　感染症には色々ありますが、その中でもインフルエンザや水ぼうそうと違って、特に麻しん、風疹については、わが国では感染症法や指針に基づき、患者1例からでも積極的に調査を行って、感染拡大防止に努めています。

◯上野委員

　そうですか。ありがとうございます。

◯音田会長

　熱心にいろんな質問をいただいてありがとうございます。

　せっかくの機会ですので、きょう初めて来られた方でまだご発言のない方、木田委員は先ほど話してくれたんですけど、もし何か言い忘れたことなどありましたら、どうぞ。周りの方、どうですか。

　何かありましたら、どうぞ。特になければ結構ですけれど。

◯古株委員

　日本チェーンストア協会の古株と申します。

　我々も食品衛生とかに、すごくかかわる事業者なんで、各社衛生面では非常に注意している。ただ、それが全員に行き届いてるかというと、そうでもないんで。例えば、そういう品質管理にかかわるものでしたら基本的なものは熟知はしているんですけど、なかなかそれが店の者、仕入れを担当するバイヤーにまでに届いているかというと、そうではないですね。こちらにも書いていますけど、食品衛生講習会の実施いうことで事業者側の開催数が減少しているということで我々も反省する面があるのかなと思いますので、引き続き講習とかいろいろしていただいて、こちらのほうの情報提供いただきましたら、我々も協会を通じて各社のほうに参加の募集かけたりとかできますので、その辺ちょっと積極的にこちらのほうも協力していこうと思いますんで、ぜひ引き続きよろしくお願いします。

◯音田会長

　宮﨑委員。

◯宮﨑委員

　近鉄百貨店協会からまいりました宮﨑と申します。

　私のほうは、大丸松坂屋百貨店の安全安心という形で、百貨店のいろんな厨房ですとか、そういったところも回らせていただきました。それもやはり消費者の方が、我々にとってはお客様なので非常にそういう関心度が高まっている中で、新しくそういうような形もあります。

　ＨＡＣＣＰというような形で取り組み、具体的には出てくる部分もございます。ただ、以前から温度管理であったりですとか、そういった納品時のチェックですとか、調理の方法というようなところは今段階でも取り組んでおりますので、そういったものが形骸化されないような形で進めていかないといけないと思います。またいろいろ先ほどの食中毒なんかになりますと、アニサキスとかいうのはやっぱり前年度非常に関心度が高まった部分もございまして、そういったものでも単に販売するのでなく、きっちり正しい情報をお客様のほうにもお伝えし、正しくお伝えするということを含めて我々の中のほうの取り組みも同じくやっていければというふうに考えております。

　貴重な情報とかいただきまして、まだまだ知らないことが多くございますので、またいろいろ勉強させていただきながらこういう機会をいただければというふうに思っております。以上でございます。

◯音田会長

　ありがとうございました。

　それでは、本当にいろいろ検討課題いただきました。第３期のこの安全安心推進計画、まだ始まったばかりですので、府の報告では、ほぼ進捗状況も順調に行ってるのかなという感じですけれども、今後もしっかりとこの目標達成に向けて、進めていただければというふうに思っております。

　それでは、議事（３）の「その他」に移りたいと思います。議事（３）の「その他」として事務局のほうから何かございますでしょうか。

◯事務局

　食の安全推進課の森野と申します。私のほうから大阪府食品衛生監視指導計画について１点ご報告させていただきます。座って失礼いたします。

　平成３１年度の食品衛生監視指導計画についてでございますけれども、大阪府は、こちらは国が示しております食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針に基づきまして、食品衛生法第２４条に規定する監視指導計画を毎年度作成いたしまして、公表した上で実施しているところでございます。

　平成３１年度、大阪府食品衛生監視指導計画案につきましては委員の皆様にお送りさせていただいたところですけれども、府民の皆様からのご意見を平成３１年２月６日から３月７日までの１か月間募集させていただき終了いたしました。その結果、１３件のご質問やご意見もいただきました。いただいたご意見を参考にしながら、こちらの計画を完成させまして府のホームページで公表する予定とさせていただいております。

◯音田会長

　ありがとうございます。

　どうぞ。

◯事務局

　大阪府の健康医療部保健医療室健康づくり課の村田と申します。座って説明いたします。

　お手元にお配りしております「おいしく食べてヘルシー！Ｖ．Ｏ．Ｓメニュー！！」というチラシをごらんください。

　大阪府では平成３０年３月に２０１８年度から２０２３年度までの６年間を計画期間とする第３次大阪府食育推進計画を策定しました。府計画は部局横断の計画でありまして、大阪府食の安全安心推進計画との整合を図り府民の食育を推進しておるところです。その中で健康的な食環境整備を推進するため、府内の飲食店及び学生食堂や従業員食堂といった給食施設でＶ．Ｏ．Ｓメニューの普及を図っています。

　Ｖ．Ｏ．Ｓメニューとはベジタブルの野菜、オイルの油、ソルトの塩、この野菜、油、塩の量に配慮したメニューで大阪府が１食当たりの基準を設定しています。飲食店や給食施設からの申請を受けまして、府基準を満たすものには、Ｖ．Ｏ．Ｓメニューのロゴマークの使用を承認しています。Ｖ．Ｏ．Ｓメニューのロゴマークといいますのが、このチラシにあります黄色のマークになっております。

　平成３１年２月末現在、承認メニュー数は飲食店で４５メニュー、給食施設で４４メニューとなっておりまして、今後も引き続き飲食店や給食施設での提供拡大と府民への周知啓発に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

◯音田会長

　ありがとうございました。今、ただいま２つ事務局からのお知らせ、報告がありましたけれども、それについて何かご質問はございますか。

◯小崎委員

　いいですか。非常に嫌な質問なんですけど、今言われたＶ．Ｏ．Ｓメニューですよね。野菜が１２０グラム以上で食塩が３グラム以下と、野菜は３５０グラム以上とれと、塩の場合だと男子が９グラムで女子が８グラムだったという記憶があるんですけど、それを例えば野菜なんか３で割ってるから１２０グラム以上という意味、単純な計算ですね。

◯事務局

　はい。

◯小崎委員

　そうですか。というのは、何かしらこれをばっと見ると１食当たりの基準というふうに言ってるけど、例えば若い人なんかからいうと、私なんか教えてたときには１日何グラム以上とらないというので厚労省の指針に出てますよと。それでなおかつ１食は大体１２０グラム相当量というふうに、何かしら書いておかないと。例えば学生相手に朝飯抜いてるやつが、これだけ食べればいいんだと考える部分もちょっとあるというふうに思うので、その辺のところ１食当たりというふうな部分の理解が、要するに１日全体の部分の量の数字があるのに、その辺のところが見えないなというのがありました。

　それから健康日本２１の２次のやつから今スタートしてますよね。そのときに１次のときはメタボリックシンドロームという言葉を要するに、いわゆるはやらそうというので、大体評価としては８５％、９０％ぐらいは認知したと。だけど、今度の２次の場合には健康寿命という話ですんで、ロコモティブシンドロームというような言葉をはやらそうと、厚労省が言ってるわけですよ。その辺のところは、食の安全とは余り関係ないけども、何かしらいわゆる高齢化に向けての食という部分に関して言えば、メタボの部分は中年とかいう話であって、高齢化するときに健康寿命とロコモティブシンドロームというような言葉が割とセットになっているので、ちょっとそこの部分を私も結構年やし、この会議も１０年以上つき合っているんで少し考えていただければと思うんです。

　ここでちょっと先ほどのアドバイスという意味で捉えていただいたらいいかと思います。

◯音田会長

　よろしいですか。質問ではないということですね。わかりました。

　外食とかお弁当の目安ということですかね、食を選ぶときの。

◯事務局

　ありがとうございます。このＶ．Ｏ．Ｓメニューの基準につきましては、健康日本２１で示された野菜３５０グラムとか、あと日本人の食事摂取基準２０１５年版の望ましい基準ということで、それを踏襲したような形で設定をしておるんですけれども、確かに委員がおっしゃいましたように１食分が、これですよということでＰＲはしているんですけれども、そもそも１日、これだけとらないといけないのかというのもあわせて、今後は啓発をさせていただきたいと思っております。

　また、ロコモティブシンドロームの関係なんですけれども、やはり高齢者への食育、食生活改善というのも、今本当に大切な問題になっておりまして、食育推進計画の中でもライフステージに応じた食育というのを進めておるところです。高齢者についても今後、どのようなアプローチができるのかというのは検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

◯音田会長

　何かまだ、言い残したこととかございましたら、どうぞ。

　それでは特にご意見等もないようですので、議事については一応これで終わりにします。本日の審議は終了としまして事務局にお返ししたいと思います。

◯河井課長

　食の安全推進課長の河井でございます。

　音田会長、本日はありがとうございました。

　また、委員の皆様、本日どうも貴重な時間をありがとうございます。

　本日の委員の皆様方のご意見をお聞きしていますと、やっぱりインバウンドに伴う問題点といいますか、食の安全安心にも非常にかかわりがあるのかなと。第2期計画から3期に入りますけども、そういうような今の大阪を象徴するようなことがやっぱり食の安全安心にもかかわってくるのかと思った次第でございます。

　また、本日の皆様方のご意見を参考に、今後も府民の食の安全安心を確保できますように取り組んでまいりたいと思います。

　本日は、どうもありがとうございます。

◯事務局

　以上を持ちまして、第２２回大阪府食の安全安心推進協議会を閉会いたします。

　本日は長時間にわたってご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

以　上